

平成 15 年 5 月 27 日

各 位

会社名 株式会社マルエツ  
代表者名 代表取締役社長 太田 清徳  
(コード番号 8178 東証・大証第1部)  
問合せ先 経理部長 井野 浩一  
(TEL 03-3590-1231)

## 新株予約権(ストックオプション)の発行内容等に関するお知らせ

平成 15 年 5 月 27 日開催の当社取締役会において、当社第 51 回定時株主総会で承認されました商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づきストックオプションとして発行する新株予約権について具体的な発行内容を、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

- |                                  |   |
|----------------------------------|---|
| 1. 新株予約権の発行日                     | 平成 15 年 5 月 27 日  |
| 2. 新株予約権の発行数                     | 630 個(新株予約権 1 個あたり 1,000 株)   |
| 3. 新株予約権の発行価格                    | 無償とする   |
| 4. 新株予約権の目的となる株式<br>の種類及び数       | 当社普通株式 630,000 株  |
| 5. 新株予約権の行使に際して<br>払い込むべき金額      | 1 株につき 529 円  |
| 6. 新株予約権の行使により発行<br>する株式の発行価額の総額 | 333,270,000 円   |
| 7. 新株予約権の行使期間                    | 平成 17 年 5 月 23 日から平成 19 年 5 月 23 日まで  |
| 8. 新株予約権の行使の条件                   | 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、<br>当社または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位にある<br>ことを要す。但し、任期満了による退任、定年退職の場合は<br>この限りではない。<br>新株予約権者が平成 17 年 5 月 23 日以降に死亡した場合は、<br>その相続人が新株予約権を行使できるものとする。 |
| 9. 新株予約権譲渡に関する<br>事項             | 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。  |
| 10. 新株予約権証券                      | 新株予約権者の請求があるときに限り新株予約権証券を発行<br>する。  |

11. 新株予約権の行使により発行される新株の発行価額中資本組入額 166,950,000 円 ( 1 株につき 265 円 )
12. 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳 当社の取締役及び従業員合計 57 名

【ご参考】

- ( 1 ) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成 15 年 4 月 16 日
- ( 2 ) 定時株主総会の決議日 平成 15 年 5 月 22 日

以 上